

会 議 案 内

様式第1号(第3条)

開催日時	会議名	開催場所	議題	公開・非公開の別	傍聴者の定員	傍聴の申込方法	問合せ先
令和8年 8月27日(木) 午後1時45分 から	令和8年度 第2回 横浜市外郭団体 等経営向上委員 会	市庁舎18階 共用会議室 みなと4・5	(予定) 1 総合評価等の実施について	公開	各回5人	・先着順で受け付け、定員に達した時点で受付を終了します。 ・開催日の前開庁日17時まで、問い合わせ先までEmail又は電話にて事前申し込みを行ってください。 ・Emailの場合は、氏名・連絡先(Emailまたは電話番号)を記載の上、申し込み後は電話等で到達確認を行ってください。	総務局 市立大学等調整課 Tel: 045(671)2110 Fax: 045(664)9055 Email: so-gaikaku@city.yokohama.lg.jp

傍聴にあたっての注意事項

- 1 次に該当する方は、傍聴席に入場することはできません。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 2の(1)～(6)に該当する行為を行う者
 - (3) その他、会議場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められるもの

- 2 次に掲げる行為は、審議の妨げになるのでご遠慮ください。以下の行為を行った場合は、退場していただくことがあります。
 - (1) 危険物、プラカード、ビラ、旗、のぼり、拡声器、楽器（音の出るもの）その他、会議場内に持ち込むことが適切でないものの持ち込み
 - (2) 会議における言動に対して、発言や拍手をする、またはけん騒な行為を行うこと
 - (3) 会議の構成員（委員）に対し、質問を行う、または意見を表明すること
 - (4) 委員長の許可無く、写真撮影、録画、録音を行うこと
 - (5) 食事または喫煙を行うこと
 - (6) その他、会場の秩序を乱す行為、または会議、審議の進行の妨げになる行為を行うこと

- 3 会場内では、委員長または係員の指示に従ってください。委員長または係員の指示に従わない場合、委員長は退場を命じる場合があります。なお、この場合は、速やかに退場しなければなりません。